

2022年度電気事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	約款の運用等	受電側接続検討の回答期間超過	社内の連携不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (受電側接続検討の検討期間)
2	約款の運用等	受電側接続検討の回答期間超過	社内の連携不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (受電側接続検討の検討期間)
3	財務諸表	固定資産期中増減明細表等の算定誤り	工事費負担金等について、整理すべき期中増減額の集計を誤った金額で算定していた。等	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業会計規則 第3条
4	財務諸表	損益計算書等の算定誤り	当期経常費用合計について、整理すべき費用の集計を誤った金額で算定していた。等	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業会計規則 第3条
5	部門別収支	部門別収支計算書の算定誤り	法人税について、特定需要部門・一般需要部門及び特定需要・一般需要外部への配分を誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表第1-7.
6	託送供給収支	乖離率計算書の算定誤り	補正後実績費用については、最終保障供給に係る費用を控除せずに誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	託送供給等収支計算規則別表第1-12.
7	託送供給収支	誤った超過利潤累積管理表等の公表	振替損失調整額について、誤った諸元で算定していた。(事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正)	公表済みの超過利潤累積管理表等の修正・公表を行うべきである。(訂正後の超過利潤累積管理表等は公表済み。)	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条
8	託送供給収支	離島供給収支計算書の算定誤り	昨年度(2020年度)の火力発電費について、離島以外の費用を誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則別表第1-13.
9	体制整備等	情報管理システムの不整備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部について、共用IDを発行していることにより、非公開情報を入手した者を特定することができなかった。	非公開情報を入手した者を特定できるようにすべきである。(共用IDの発行停止を措置済み。)	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ハ
10	体制整備等	情報管理システムの不整備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部について、ログが必要な期間保存されていなかった。	必要なログ記録を五年間保存すべきである。(当該システムを改修済み)	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ハ
11	体制整備等	情報管理システムの不整備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部について、共用IDを発行していることにより、非公開情報を入手した者を特定することができなかった。	非公開情報を入手した者を特定できるようにすべきである。(共用IDの発行停止を措置済み。)	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ハ
12	体制整備等	情報管理システムの不整備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部について、共用IDを発行していることにより、非公開情報を入手した者を特定することができなかった。	非公開情報を入手した者を特定できるようにすべきである。(共用IDの発行停止を措置済み。)	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ハ